

令和6年11月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、函館地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考えます。

記

1 開示申出の内容

どのような資料を Teams を通じて庁内で共有することになっているかが分かる
函館地裁作成の文書（最新版）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和6年9月19日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、本件開示申出文書に該当するような文書は存在しなかった。
- (2) これに対し、苦情申出人は、「M365 第二次先行導入の取組結果について」（令和5年12月の札幌高裁デジタル企画チームの文書）からすれば、本件対象文書は存在するといえる旨述べるが、当該文書に Teams を通じて原判断庁内で資料を共有しているとの記載はなく、本件開示申出文書が存在しないことが不合理とは言えない。

(3) よって、原判断は相当である。

【補】 本題を正確に把握するに当たって、問題文を

読み直すと、要約は

【和】 新由里

(1) 本題を正確に把握するに当たって、問題文を

(2) 本題を正確に把握するに当たって、問題文を

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里

【和】 新由里